

## 創業 60 周年

さくら合同事務所は、本年創業60周年を迎えることとなりました。昭和33年4月に木村義次・喜美子夫妻が徳島市の佐古で開業しました。県内で最も歴史と伝統のある事務所であると言われております。現在、公認会計士4名(渦潮監査法人)、税理士5名(さくら税理士法人)、社会保険労務士3名(さくら社会保険労務士法人)、中小企業診断士1名、行政書士1名が有資格者として活動しており、総人員48名です。その他に、労働保険事務組合徳島県労務能率協会、㈱さくらビジネスサービスがあります。

お客様をはじめ多くの皆様のご支援のお陰と心より感謝しております。今後ともご支援ご協力の程よろしくお願ひ致します。



(竹内)

## 確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は平成30年3月15日(木)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成30年4月2日(月)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成30年4月20日(金)、消費税及び地方消費税の振替日は平成30年4月25日(水)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

### <所得税>

#### ※平成29年分の所得税から適用される主な改正事項

医療費控除について	その適用を受ける者は、「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました。
セルフメディケーション税制が創設	健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、年間で12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と選択適用)を受けることができます。
給与所得控除について	上限額が220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。

#### ※確定申告をする必要のある方

- (1)給与所得がある方のうち、
  - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
  - ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
  - ・給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- (2)公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
  - ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方
  - ・公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。
- (3)他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

#### ※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1)年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2)一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3)マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4)認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5)災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6)多額の医療費を支出したとき
- (7)特定の寄附をしたとき
- (8)上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(後藤)

# 「住所変更届」をお忘れなく！



従業員の方が住所を変更したときは、「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」の提出が必要です。「ねんきん定期便」などのお知らせが確実に届くためにも、速やかに正しい住所の届出が必要です。

また、日本年金機構では、マイナンバーと基礎年金番号を結びつけ、国民の利便性向上等を図る取り組みを進めています。昨年末に、社会保険の被保険者の情報が「住民票」と一致しない方がいる場合、「マイナンバー確認リスト」が届いているかと思いますが、このリストへ記入し、返送を行うだけでなく、「住所変更届」を年金事務所へ届出する必要がありますのでご注意ください。

(松村)

## 2月の税務

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 29年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)</li> <li>2 29年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)</li> <li>3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付<br/>納期限…2月中において市町村の条例で定める日</li> <li>4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br/>納期限…2月13日</li> <li>5 29年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<br/>＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞<br/>申告期限…2月28日</li> <li>6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<br/>＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…2月28日</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>7 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…2月28日</li> <li>8 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)<br/>申告期限…2月28日</li> <li>9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…2月28日</li> <li>10 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞<br/>申告期限…2月28日</li> </ol> <p>※ 税理士記念日…2月23日</p> |
|---|---|

## 医療係

### ●●○ 医療法人の出資持分の評価～前編～ ○●○

#### 1. 医療法人の出資持分の種類と課税関係

社団医療法人 (複数人の出資)	持分の定めあり	相続税課税対象
	持分の定めなし	非課税
	基金拠出型	額面(拠出額)のみ課税対象
財団医療法人(寄付された財産)		非課税

#### 2. 持分の定めがある社団医療法人の出資持分の評価

原則として「取引相場のない株式」の評価と同様に計算します。但し、通常の法人と異なる点があることから、下記の様な相違点があります。

##### (1) 配当還元方式

剰余金の配当が禁止されていることから、配当還元方式による評価は適用されません。

##### (2) 類似業種比準方式

$$\text{株価} \times \frac{\frac{\text{医療法人の利益金額}}{\text{類似業種の利益金額}} + \frac{\text{医療法人の簿価純資産価格}}{\text{類似業種の簿価純資産価格}}}{2} \times \text{適用率}$$

適用率: 大会社 0.7  
 中会社 0.6  
 小会社 0.5

区分については次月掲載

「1株あたりの配当金額」を除外して、利益金額及び純資産額の2項目により評価します。

##### (3) 純資産価額方式

$$\frac{\text{相続税評価額による総資産価格} - \text{負債の金額}}{\text{課税時期による出資口数(50円換算)}} - \text{評価差額に対する法人税等相当額}$$

評価差額に対する法人税等相当額 = (相続税評価額ベースの純資産価格 - 簿価ベースの純資産価格) × 37%

各社員の議決権が平等であるため、財産評価通達185に規定する20%評価減の適用が除外されます。(相続税評価額の計算方法については、省略します。)

来月号に、会社の規模の区分による出資持分の評価額を掲載します。

(田中)

13日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

28日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

## 〇〇〇 Q:ビンゴゲームの賞品は給与課税されるの? 〇〇〇

## 税務Q&A

### A:原則として給与等には該当せず、源泉徴収の必要はありません。

給与所得とは「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」をいい、その性質は「雇用契約等に基づいて提供される人的役務の提供の対価としての性質をもった所得」とされています。

しかし、現金や商品券、換金性の高いものは対象となります。

なお、所得税の一時所得の例示として「懸賞の賞金品、福引の当選金品等」とあることから、一時所得に該当するものと考えられます。(岸上)

## 〇〇〇 小規模宅地の特例 平成30年税制改正① 〇〇〇

## 資産税係

小規模宅地の特例のうち、貸付事業用宅地等の特例とは、相続人や生計一親族が貸付事業の用に供していた宅地等(賃貸アパート敷地や貸駐車場敷地など)について、相続税の申告期限までに事業継続及び保有していた場合には、200㎡まで50%評価減が可能な特例です。

平成30年税制改正大綱では、この貸付事業用宅地等の範囲から、下記が除外されることになりました。

貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。)を除外する。

すなわち、亡くなる3年前に貸付事業の用に供された宅地等は50%減額ができなくなります。ただし、亡くなる前3年超の期間において、事業的規模で貸付事業をしていた被相続人が、亡くなる前3年未満に新たに貸付事業をした宅地等については、3年縛りはありません。

そもそも、小規模宅地等の特例は、事業用または居住用宅地等の相続税の課税価格を軽減することで相続人の事業または居住の継続等に配慮することを目的として創設されたものです。しかし、節税スキームとして、相続直前に、現金を貸付用不動産に換えて、この特例を適用し相続税の負担を軽減した後、短期間で譲渡しているケースが見られました。このような、節税スキームを封じ、本来の政策目的に沿うものとするために、適用要件を厳しくすることとなりました。

この改正は、平成30年4月1日以後に開始する相続について適用される見込みですが、同日前に賃貸を開始した不動産は除くという経過措置が講じられています。この特例を使うために、平成30年3月末までに駆け込みで賃貸不動産等を購入するケースが相当増加しそうです。(坂田)

## 〇〇〇 社会保険料控除 〇〇〇

## リスナビ委員会

社会保険料控除とは、自分または自分と生計を一にする家族の社会保険料を支払った場合に、その支払った金額について受けることができる所得控除です。

### ◆控除の対象となる社会保険料

- ① 健康保険、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の保険料
- ② 国民健康保険の保険料(税)
- ③ 後期高齢者医療保険
- ④ 介護保険料
- ⑤ 労働保険料
- ⑥ 国民年金基金、厚生年金基金の掛金
- ⑦ 公務員共済の掛金

### ◆控除の対象となる社会保険料の金額

1月～12月までの1年間に支払った、社会保険料金額が控除の対象で、金額の上限はありません。過去の分をまとめて支払った場合や前納制度を活用した場合には、その金額も社会保険料控除の対象となります。

(注) 国民年金保険料の支払いについては、支払いを証明する控除証明書を確定申告書に添付する必要があります。なければ、支払済みの領収書が必要なのでとっておきましょう。(健康保険は書類の添付は必要ありません。)(さくらビジネス)



## ●●○ 会計監査④ 会計監査の対象となる会社 ○●○

会計監査には、法令等によって強制される法定監査と、強制されていない任意監査に分けられます。このうち、法定監査については社会的に影響力が大きい会社等を対象に行われることとなります。  
法定監査の対象となる会社等の一例を以下に挙げてみます。

- ① 資本金5億円以上または負債額200億円以上の会社
- ② 上場会社
- ③ 国や地方公共団体から補助金をうけている学校法人
- ④ 保険相互会社
- ⑤ 信用金庫・信用組合
- ⑥ 独立行政法人
- ⑦ 一定規模以上の公益法人・社会福祉法人・医療法人



これらの会社は、規模が大きいか、規模が大きなくとも原資が税金となる補助金を受け取っている法人など、決算書の内容が大変重要であるため、公認会計士あるいは監査法人による会計監査が強制されています。  
(孝志洋)

## 第55回優良従業員表彰式

昨年12月5日、県立中央テクノスクール・ろうきんホールにて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で1名、10年表彰の部で1名が表彰されました。

さくら税理士法人 井上 秀昭

昨年12月に、徳島商工会議所より20年の勤続表彰を受けました。これも先生方をはじめ事務所の皆様、顧問先の皆様の支えがあったことだと大変感謝しております。今後も感謝の心を忘れずに仕事に取り組んでいきたいと思っております。

さくら税理士法人 原田 茜

このたび、勤続10年表彰を頂きました。人生の3分の1をさくら事務所で勤めたかと思うと、感慨深いものがあります。ここまで勤めてこられたのは、関与先の皆様、先生方をはじめ事務所の皆様のご支援とご指導の賜物と深く感謝しております。今後ともさらに邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

まだまだ、広告募集中です！！

広告コーナー

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

## 第19回 徳島県社会保険協会 けんこうウォーク 参加者大募集！

3月11日(日) 午前9時30分スタート！ 小雨決行

協会けんぽも応援しています

受付/午前8時30分から  
開会式/午前9時から

HP



10

景品もたくさんあるよ！！

お問い合わせ：(一財)徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 TEL(088)679-6670

FAX

770-0025

<http://www.skr39.co.jp/>  
[kinotake@s4.so-net.ne.jp](mailto:kinotake@s4.so-net.ne.jp)

TEL  
FAX

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励品などは中傷するものではありません。